

第 3 回
別海町みんなでつくる
自治基本条例検討委員会
【Dグループ会議】
議 案



日 時：平成 22 年 10 月 14 日（木）午後 7 時 00 分～午後 9 時 00 分
場 所：103 号会議室

《會議次第》

1 開 会 Dグループリーダー

2 自己紹介

3 議 題

(1) グループ会議の進め方について確認 1

①進行役 【 】

②報告書の作成者 【 】

③発 表 者 【

(2) 第7章 行 政 (全4条) について 2

(3) 今後のスケジュール確認について 4

4 閉 会

(1) グループ会議の進め方について確認

①進 行 役 【 】

②報告書の作成者 【 】

③発 表 者 【 】

メモ

(2) 第7章 行 政 (全4条) について

第7章 行 政

(執行機関の役割と責務)

第31条 執行機関は、この条例の基本理念、基本原則及び制度に基づき、まちづくりの推進のため、町民や議会と連携協力して町政を執行しなければならない。

2 執行機関は、条例、予算、その他議会の議決に基づく事務、法令等に基づく事務を適正に管理し、執行しなければならない。

3 執行機関は、その権限と責任により、公正で誠実に仕事を進め、その内容等を常に見直し、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

【解 説】

執行機関としての基本的な役割と責務について3項目を定めています。

(1) 基本理念・基本原則及び制度に基づき、町民や議会と連携・協力してまちづくりの推進のため、町政を執行すること。

(2) 条例・予算、その他議会の議決に基づく事務等で、適正に管理し執行すること。

(3) 権限と責任により、公正で誠実に仕事を進め、内容等を常に見直し、最小の経費で最大の効果をあげるとしています。

<検討内容>

(町長の設置)

第32条 町民の信託に基づき、別海町の代表として町長を設置します。

【解 説】

町民が信託して別海町の代表として町長を設置することを再度定義しています。

※【信託】とは、信用して任せることと定めています。

<検討内容>

(町長の役割と責務)

第33条 町長は、別海町の代表として町民の信託に応え、この条例の基本理念を遵守し、公正かつ誠実にまちづくりに当たらなくてはならない。

2 町長は、職員を適正に指導監督するとともに、効率的な組織体制を整備しなければならない。

3 町長は、町政を行うための知識と能力を持った人材の育成をしなければならない。

4 町長は、まちづくりに関する情報を町民に分かりやすく説明しなければならない。

【解 説】

町長の役割と責務について定めています。別海町という行政を代表する町長は、町民の信託に応えるため、公正かつ誠実に全力を挙げて別海町のまちづくりに取り組む役割と責任と義務を有することを定めています。また、職員を適正に指導監督し、的確な知識と能力を持った人材育成をする責任と義務についても定めています。

<検討内容>

(執行機関の職員の役割と責務)

第34条 職員は、全体の奉仕者として、常に町民の目線に立ち、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、公正で誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めるとともに、常に自己の研鑽に努めなければならない。

3 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、職務を遂行しなければならない。

4 職員は、互いに横断的連携を密にした職務を遂行しなければならない。

【解 説】

執行機関の職員としての役割と責務を定めています。

職員については全体の奉仕者として常に町民の視点に立ち、必要な能力の向上に全力を挙げて職務を遂行する責任と義務があると定めています。

<検討内容>

(3) 今後のスケジュール確認について

☆10月14日【3回目】 <グループ会議>

○検討内容：Dグループに分けての検討。

◇第7章 行 政・・・・・・・・・・(全4条)

☆10月 日【4回目】 <グループ会議>

○検討内容：前回の“ふりかえり”と検討。

◇第8章 行財政運営の原則・・・・・・・・(全7条)

☆10月25日の週【5回目】 <全体会議>

○検討内容：前回の“ふりかえり”と前文・第10章条例の見直しについて、全体で検討。

☆11月 1日の週【6回目】 <全体会議>

○検討内容：これまで検討してきた各章(前文・第1章総則～第10章条例の見直し)

について、全体で検討・確認。(※第1章総則については、第2回目で実施しているが、再度確認が必要である。)

●みんなでつくる検討委員会で検討した(草案)を「庁内(各課)」「庁内検討会議」「議会(総務建設常任委員会)(全員協議会)」で検討。

☆11月中旬～下旬【7回目・8回目】2回程度 <全体会議>

○検討内容：「庁内(各課)」「庁内検討会議」「議会(総務建設常任委員会)(全員協議会)」で検討結果を基に、『みんなでつくる検討委員会』を開催し全体で検討。

☆12月下旬～1月上旬【最終回】 <全体会議>

○検討内容：地域説明会、パブリックコメント、職員プロジェクトチームでの検討を終えた草案について、『みんなでつくる検討委員会』全体での最終確認。

※【提言書】を町長に提出

別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会

【検討結果表】 Dグループ

[illegible]

別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会

【意見書】

第 章 【
第 条 （

第 章 【
第 条 （

第 章 【
第 条 （

第 章 【
第 条 （